

せいかつほご 生活保護のしおり

この「しおり」は、

せいかつほごせいで 生活保護制度のしくみや申請の手続きについて、せつめい 説明したものです。

こま お困りのことやわからないことのある方は、かた

きがる しゃかいふくしか せいかつほごかかり 社会福祉課生活保護係へ そうだん 相談ください。



みなみそうましふくしじむしょ
南相馬市福祉事務所

けんこうふくしぶ しゃかいふくしか せいかつほごかかり
(健康福祉部 社会福祉課 生活保護係)

令和7年4月改定

[目 次]

ページ

1. 生活保護とは	1
2. 保護の相談から決定まで	2
3. 生活保護の仕組み(要否の判断)	4
4. 保護の種類	5
5. 保護を受けた場合の権利	6
6. 保護を受けた場合の義務	6
7. このような場合には届け出が必要です	7
8. 保護費の返還	8
9. 医療機関を受診するとき	9
12. 自立支援医療について	10
11. 保護費の受け取り方	10
12. 介護サービスについて	10
13. 免除されるもの	11

1. 生活保護とは

生活保護は、病気やけが、失業などの理由で生活することが困難になった世帯に対して、その困窮の状況に応じて生活費や医療費など、必要な給付を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障し、その世帯が自ら生活できるよう手助けすることを目的としています。

生活保護は、日本国民であれば誰でも受ける権利があり、保護を受けることで不利益になることはありませんが、保護を受ける方は生活する上で様々な努力義務が発生します。

生活保護は、世帯を単位として適用となりますので、原則として同居している家族や同居人の一部だけを適用することはできません。また、暴力団員は原則として保護は受けられません。

2. 保護の相談から決定まで

(1) 面接相談

暮らしに困って生活保護をお考えの方は、福祉事務所へおいでください。生活保護を受けることになるか、受けなくても良い方法があるかを一緒に考えますので、生活状況などについて正直にお話してください。(病気などにより本人や家族の方 が来られない場合は電話などでご連絡ください。)

(2) 保護申請

申請したいとの意思がある方はどなたでも申請ができます。ご事情によりご本人 が申請することができないときは、ご親族による申請も可能です。なお明らかに 急迫した状況にあるときは、申請がなくても職権で保護を開始する場合があります。生活保護申請書・収入申告書・資産申告書・同意書・家賃証明書などを記入し提出していただきます。

(3) 調査

地区担当員がお宅を訪問し、みなさんの生活状況や生活歴や家族、健康状態などについてお聞きします。話したくないことや知られたくないことがあるかもしれませんが、秘密が他人に知られることはありませんので、安心してお話してください。銀行や生命保険会社や扶養親族等の調査を行い、生活に困っておられる状況や生活保護を受けるための要件が満たされているかを調査・審査します。生活保護の決定には必要な調査ですのでご協力ください。

(4) 保護決定

原則、保護申請のあった日から14日以内、特別の場合は30日以内に決定し、扶助の種類や扶助額などが書かれた「保護決定通知書」または却下の理由が書かれた「保護申請却下通知書」を送ります。

決定事項に疑問があるとき

福祉事務所が行った決定に対して不服があるときは、決定があったことを知った日の翌日から数えて、3か月以内に福島県知事に対して審査請求をすることができます。

※外国籍の方は、審査請求することができません。

【×毛】

3. 生活保護の仕組み（要否の判断）

国が定めた最低生活費とあなたの世帯すべての収入をくらべて、最低生活費より収入が少ない場合に、その不足分を援助します。最低生活費は家族の年齢や人数などでも異なり、また、扶助費の内容についても、世帯の状況及びすべての収入状況によって異なります。

○最低生活費とは

衣食などの生活費、家賃などの住宅費、義務教育に必要な教育費や給食費、介護費、医療費などのうち生活に必要なものを足したものです。

○収入とは

給与、賞与、退職金、年金、年金生活者支援給付金、手当、仕送り、保険金、慰謝料、傷病手当金、雇用保険の給付金、インターネットオークション等の売上金などです。

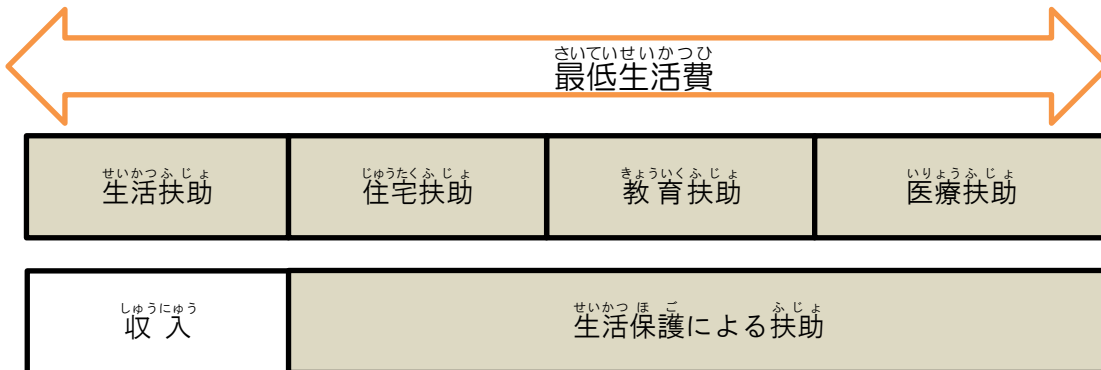
なお、働いて得た収入は、必要経費のほかに一定の控除額が認められています。

また、収入として取り扱わないものもあります。

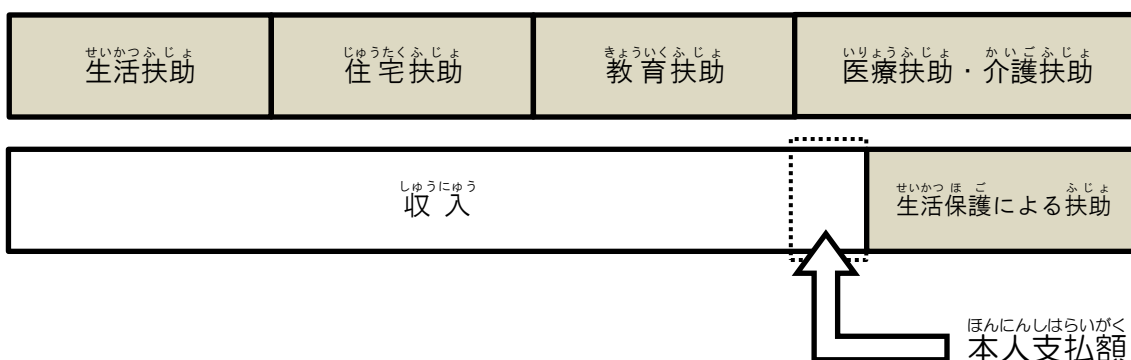
【最低生活費と収入の対比】

1. 生活保護が受けられる場合

（１）収入が最低生活費を下回る場合



（２）収入はあるが介護費、医療費の支払いが困難な場合



2. 生活保護が受けられない場合（収入が最低生活費を上回るため）

生活扶助	住宅扶助	教育扶助	医療扶助
------	------	------	------

収入	
----	--

4. 保護の種類

私たちが生活を営んでいくにはいろいろな経費が必要です。生活保護にも経費の性格（種類）によって次の8種類の扶助があります。また、特別な事情がある場合に臨時的経費を認め支給する扶助があります。

- ① 生活扶助・・・衣食、光熱水費、その他の日常生活費
臨時的経費（引越費用、小中学校の入学準備金、常におむつが必要な場合の費用）
- ② 住宅扶助・・・家賃や地代
臨時的経費（転居のための敷金、契約更新料、火災保険料、住宅の修理費等）
- ③ 教育扶助・・・義務教育に必要な給食費や学用品代
臨時的経費（課外クラブ活動費等）
- ④ 介護扶助・・・介護サービスを利用するために必要な費用
- ⑤ 医療扶助・・・医療機関などにかかるために必要な費用
臨時的経費（メガネ・コルセットなどの費用、通院交通費）
- ⑥ 出産扶助・・・出産の費用
- ⑦ 生業扶助・・・技能を身につけるための費用、仕事に就くための費用
高等学校就学に必要な費用
- ⑧ 葬祭扶助・・・葬儀の費用

※各扶助には、それぞれ基準（限度額）や決まりがありますので、必要な時は、前もって地区担当員に相談してください。先に支払ってしまった場合、支給できなくなることもありますので十分注意してください。

※上記のほか、就労によって保護をやめた人には、「就労自立給付金」、大学などの国が定める教育機関に進学または中学、高等学校を卒業し就職する人には「進学・就労準備給付金」が給付されることがあります。

5. 保護を受けた場合の権利

- (1) 正当な理由がなければ、すでに決定された生活保護が変更されることはありません。
- (2) 生活保護により支給された金銭や品物に税金をかけられることはありません。また、支給されたお金や生活保護を受ける権利を差し押さえられることもありません。

6. 保護を受けた場合の義務（守らなければいけないこと）

- ① 働ける人は、能力に応じて働かなければなりません。
- ② 資産（不動産、車、預貯金、生命保険など）は、原則として処分して生活に充ててください。原則、車の所有や運転は認められません。
- ③ 年金、児童手当、児童扶養手当、傷病手当金、失業給付金、自立支援医療など他の制度が活用できるときは手続きをしてください。
- ④ 病気の方は、1日も早く治るように医師の指示に従い、健康な方は、健康の保持、増進に努めなければなりません。
- ⑤ 親子、兄弟姉妹など親類にはよく相談して、できる限りの援助をお願いしてください。
- ⑥ 借金をしたり借金を返済したりすることは認められません。
（借金は収入として認定します。）
- ⑦ 生活保護で支給されたお金はきちんと管理し、より良い生活ができるよう努めてください。
- ⑧ 保護を受ける権利を他の人に譲り渡すことはできません。
- ⑨ 収入・支出・その他生活の状況が変わったときは、必ず報告してください。
- ⑩ 適正な生活保護を行うため必要に応じて指導・指示をするので、従ってください。

【特に注意してください】

事実と違った届け出をしたり（例えば収入や家族の状況など）、必要な調査を拒んだり、福祉事務所の指導・指示に従わないときは、生活保護を受けられなくなったり、罰せられます。支給した保護費、さらに40パーセントを上乗せした額以下の保護費を返していただくことがありますので十分に注意してください。

7. このような場合には届け出が必要です。

(1) 収入が増えたり減ったりしたときや新たに収入を得たとき。

【収入とは】

給与、賞与、退職金、年金、年金生活者支援給付金、手当、仕送り、保険金、慰謝料、傷病手当金、雇用保険の給付金、国民健康保険料や介護保険還付金、県営住宅家賃助成金、インターネットオークションの売上金など。 ※高校生のアルバイト収入も含まれます。

(2) 仕事を始めるときや辞めるとき。

(3) 社会保険の資格を取得したときや喪失したとき。

(4) 家賃や地代が変わるとき。

(5) 病気や怪我で医療機関にかかりたいとき。また病気や怪我が治ったとき。
入院、退院したとき。妊娠したとき。

(6) 介護サービスを利用するとき、要介護度やサービスの内容が変わったとき。

(7) 世帯の人数が変わったとき。（転入、転出、死亡、他人と同居する場合など）

(8) その他、世帯の生活状況が変わったとき。（例：卒業、進学、海外渡航、交通事故）

生活保護法第61条

被保護者は、収入、支出その他の状況について変動があったとき、又は居住地若しくは世帯の構成に異動があったときは、すみやかに、保護の実施機関又は福祉事務所長にその旨を届け出なければならない。

8. 保護費の返還

(1) 生活状況の変化による費用の返還

定例の扶助費支給後に1か月以上の入院や救護施設・介護老人福祉施設などに入所した場合や、その月の収入が増えた場合、返還となる扶助費が生じます。通常は、翌月以降に支給する扶助費より調整がされます。

(2) 資力がありながら保護を受けた場合の費用の返還

資力があるものの、すぐには活用することができず、急迫した事情などやむを得ない理由がある場合に保護を受けた場合には、いったん生活保護を開始(継続)します。資力が活用できる状態になったときには、それまでに支給した扶助費(医療費・介護費等も含む)をさかのぼって返還していただきます。

例) ①土地、家屋、自動車、バイクなどが売れたとき。

②生命保険などの保険金や解約返戻金等を受け取ったとき。

③各種年金、手当をさかのぼって受け取ったとき。

④交通事故などの示談金、損害賠償金を受け取ったとき。

(3) 不正受給の費用徴収

必要な届け出をしない、事実と違った申請や届け出をするなど、不正な手段により生活保護を受けたときは、支給した額に40パーセントを上乗せした額以下の金額を返していただくほか、3年以上の懲役または、100万円以下の罰金となることもあります。

★あなたからの収入申告が正確かどうか調査を行います。

あなたやご家族が提出した収入申告書の内容と課税台帳(※)に記載された収入額が一致しているか、毎年調査しています。一致しなかった場合には、不正受給とみなされることがあります。生活保護の廃止後も生活保護を受けていた期間の調査を行います。

※課税台帳：給料や年金などの収入の情報が記載されている台帳
(給与などの支払い主は、源泉徴収票と同じ情報を自治体に報告しています。)

9. 医療機関を受診するとき

- (1) 医療機関を受診するときは「医療要否意見書」が必要となります。
医療要否意見書は福祉事務所で発行しますので、取りに来てください。
生活保護が適用されると国民健康保険証や後期高齢者医療保険証、母子・父子家庭などの医療費助成資格者証は回収します。
- (2) 生活保護法で指定されている病院や診療所を受診することができます。
- (3) 同じ病気で2か所以上の医療機関を受診することは、原則として認められません。
通院する医療機関を変更するときは、地区担当員に相談してください。
また、生活圏外（市外遠距離）の医療機関を受診するときは、事前に地区担当員に相談してください。
- (4) 原則、医療機関で医療費を請求されることはありませんが、自費の検査や入院した場合の洗濯代やアメニティ（病衣や日用品）などは自己負担となります。
- (5) 土日、祝日、夜間など福祉事務所が開いていないときや、急病など緊急で受診するときは、医療機関で生活保護を受けていることを説明して受診してください。
次の開庁日に福祉事務所に受診したことを連絡してください。
- (6) 入院した場合は、福祉事務所から医療機関へ医療要否意見書を直接交付しますので、入院、転院、退院したときに連絡してください。
- (7) 社会保険証のある方は、保険証と医療要否意見書のどちらも医療機関で提示してください。また保険証は薬局でも提示する必要があります。
- (8) 柔道整復（接骨院）・はり・灸・マッサージの治療を受けるときは、事前に地区担当員に相談してください。疾患によって全額自己負担となる場合があります。
- (9) 自立支援医療受給者証をお持ちの方は、生活保護が適用されたら変更手続きをしてください。「病院・診療所」「薬局」等の名称が記載されている医療機関窓口 に必ず提示してください。
- (10) 処方薬は、後発医薬品（ジェネリック医薬品）が原則となります。

10. 自立支援医療について

自立支援医療を受けている方は、社会福祉課 障がい福祉係で国民健康保険から生活保護への変更手続きが必要になります。

また、定期的に心療内科や精神科に通院している方や人工透析治療などを受けている方で、自立支援医療を受けていない方は、自立支援医療を受ける手続きをしてください。

11. 保護費の受け取り方

保護費は原則、毎月5日が支給日になります。ただし、5日が土日や祝日の場合には、その前の平日になります。

原則、みなさんが指定した金融機関に振り込みます。預貯金の口座がない場合や窓口で支払う可能性を認めた場合に限り、窓口での支払いとなります。印鑑をご持参ください。

家賃については、一定の条件が合えば福祉事務所が直接大家さん等に振り込む（代理納付）ことができますのでご相談ください。

12. 介護サービスについて

介護保険の被保険者（65歳以上の方など）と40歳以上65歳未満で特定疾病の病気があり介護が必要な方は、介護サービスを受けることができます。

介護サービスを受けるための手続き方法は、被保険者の方と40歳以上65歳未満までの方で異なります。被保険者の方は、長寿福祉課介護保険係が申請窓口になりますが、40歳以上65歳未満の方は、社会福祉課生活保護係が窓口になり、障害者施策のサービスが優先になります。

【保険料とその納め方】

◆生活保護を利用されている方で、①65歳以上の方、②医療保険に加入している40歳以上65歳未満の方は、介護保険の被保険者となりますので、保険料を納めていただきます。被保険者以外の方は、保険料を納める必要はありません。

◆老齢年金などを支給している方は、年金から保険料が天引きされます。年金収入が少なくなった分は、保護費として福祉事務所から支給します。

なお、天引きの対象となるのは、月額1万5千円以上の老齢年金などを受給している方です。

◆保険料を納付書で納める方は、保険料分を納付月に保護費に上乗せして福祉事務所から支給し、原則、福祉事務所から保険料を納付します。（代理納付）

13. 免除されるもの

生活保護を受けている方は、定められた手続きをすることで以下の免除を受けることができます。申請の仕方については地区担当員にご相談ください。

(1) 国民年金保険料

地区担当員又は市民課保険年金係へご相談ください。

(2) 市民税・県民税・固定資産税

申請が必要になります。課税されている人は、地区担当員にご相談ください。

(3) NHK放送受信料

申請が必要になります。地区担当員に相談ください。

(4) 保育所（園）の保育料

(5) 南相馬市で住民票等を取得する際の発行手数料

※生活保護受給証明書の提示が必要

○お問い合わせ○

みなみそうましふくしじむしょ
南相馬市福祉事務所

みなみそうましけんこうふくしぶしゃかいふくしかせいかつほごがり
(南相馬市健康福祉部社会福祉課生活保護係)

〒975-8686

みなみそうましはらまちくもとまちにちょうめばんち
南相馬市原町区本町二丁目27番地

☎0244-24-5243 FAX0244-24-5740